

『東京歯科大学 千葉歯科医療センター医療連携登録制度に関する申し合わせ』

(目的)

第1条 『東京歯科大学 千葉歯科医療センター医療連携登録制度に関する申し合わせ』(以下、本申し合わせという。)は、東京歯科大学千葉歯科医療センター(以下、当センターという。)と地域医療機関との医療連携を充実させ、当センターの医療連携制度に賛意を示される医療機関、並びに勤務される医療従事者との相互研鑽を図り、良質で高度な歯科医療を提供することを目的とする。

(医療機関の登録)

第2条 登録は、「医療連携登録申請書」に必要事項を記載の上、事前に登録をする。

2 センター長は同申請書を確認の上、医療連携機関の登録を承認する。

3 医療連携を承認された医療機関は、医療機関名、歯科医師名(代表者名)、所在地、および連絡先を当センター医療連携室に登録するものとする。

(登録証の発行、変更、取り消し)

第3条 登録後、医療機関に対し、医療連携登録証、および医療連携登録盾を発行する。

2 登録された内容を追加・変更する場合は、「医療連携登録変更届」(任意書式)により変更を行うものとする。

3 医療連携登録が不要となった医療機関は、当センター長にその旨を申出し、医療連携登録証を返還する。

4 当センター長は、医療連携登録機関として不適切、または相応しくない行為等が生じた場合は、双方協議の上、医療連携登録を取り消すことができる。

(登録期間)

第4条 登録期間は、医療連携登録証交付日から1年間とし、以後、双方に異議のない場合は、自動更新するものとする。

(登録による権利)

第5条 当センター主催の講演会や研修会等に参加することができる。

2 東京歯科大学千葉校舎図書館、当センター駐車場を無料で利用することができる。

(患者の診療情報の提供と共有)

第6条 連携診療を行うために必要な範囲において、患者の診療情報を患者、またはその代理人の同意のもとで相互に提供し共有するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 前条の情報の提供・管理に際して、個人情報の保護に関する法律、および東京歯科大学個人情報保護管理規程、並びに当センター個人情報管理規程に則り、漏洩事故等が起きないよう最善の注意を払うものとする。